

株式会社ジオレ・ジャパン

I 企業情報

平成31年4月1日現在

(1) 名称	株式会社ジオレ・ジャパン						
(2) 所在地	〒660-0844 兵庫県尼崎市東浜町1番地の1						
(3) 代表者氏名	代表取締役社長 柴垣 雄一						
(4) 設立年月日	平成15年10月 1日						
(5) 資本金等	9億3千5百万円(資本金4.675億円, 資本準備金4.675億円)						
(6) 従業員数	46人						
(7) ホームページ	https://geore.co.jp/						
(8) 保有施設数(企業数) (グループ企業を含む)	浄化等処理施設			セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設	
	浄化	溶融	不溶化				
	株式会社ジオレ・ジャパン	○	—	○	—	—	○
(9) 汚染土壌処理に関する問い合わせ先	部署：営業部 担当者名：山崎 龍治(やまざき りゅうじ) TEL:06-6411-3691 FAX:06-6411-3225 E-mail:yamazaki10085@dinsgr.co.jp						

II その他(全施設共通)

1. 汚染土壌管理票の保管

管理票の保管期間について	① 法対象外も含め、全て5年間保管している。 ② 法対象は5年、法対象外は□ 年間保管している。 ③ 法対象外案件は保管しない。(返送確認後、処分) ④ その他()
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

2. 定期測定実施状況

(1) 測定頻度について *該当しない場合無記入で可	処理施設からの排水: □ 無し 周縁の地下水: □ 3か月 に1回以上 *排出口からの大気有害物質: □ 半年 に1回以上
(2) 測定対象について	① 法対象、法対象外案件を問わず実施している。 ② 法対象のみ定期測定の対象としている。 ③ その他()
(3) 測定項目について	① 全て法に規定される項目で測定している。 ② 法対象のみ法に規定される項目で測定している。 ③ その他()

3. 都道府県等への処理状況報告

(1) 報告実施状況	① 全案件について報告している ② 法対象案件のみ報告している ③ 求められたときのみ報告している ④ 報告はしていない
(2) 報告頻度	3ヶ月 □ に1回 または ()
(3) 報告の義務	① 報告の義務あり ② 任意の報告

4. 適正処理の推進

土壌汚染対策法や汚染土壌の処理業に関するガイドラインには記載されていないことで、適正処理確保のために独自に取り組んでいること。